

京都市告示第228号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和2年7月15日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人 嶋元眼科診療所	中京区西ノ京職司町4番地1	令和2年4月4日
おかやま在宅クリニック	中京区少将井町245番地1 藤和シティスクエア烏丸丸太町2階201号	令和2年6月1日
医療法人悠仁会 百万遍クリニック	左京区田中門前町103番地5 京都パストゥール研究所ビル1F	令和2年6月1日
スガノデンタルクリニック	上京区西日野殿町380-1	令和2年6月1日
高押歯科	中京区高倉押小路上る瓦町562	令和2年6月1日
きのした歯科医院	西京区大枝沓掛町9-9	令和2年6月19日
西陣ゆう薬局	上京区元誓願寺通大宮東入寺今町526番地 1階	令和2年7月1日
訪問看護ステーションはくちょう	南区西九条豊田町16番地	令和2年7月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)